

2000年12月6日

繊維製品輸入急増問題と国内繊維産業の育成に関する要求

民主党 消費者・産業ネクスト大臣 北橋 健治
繊維政策ワーキングチーム座長 平田 健二

繊維産業は現在、中国を中心とした輸入品の洪水的な増大によって産業自体の存立が脅かされる状況に至っており、地域経済や雇用面において深刻な影響を与えています。政府に対しては、WTOの国際ルールで認められている緊急的な対応措置の迅速化と繊維産業の構造改善に向けた適正な育成策を施行するべく以下の事項に取り組むことを要求する。

記

1. 輸入秩序化に関する国際ルールに応じた対応

繊維製品輸入の急増に対するTSG(繊維セーフガード)とAD(アンチダンピング)の運用について、通産省は申請者に対する過重な証明負担を求めずにWTOの国際ルールに準じた対応をおこなうこと。

TS
G : 発動要請時に「構造改善計画」の同時提出を要件としない。
A 被害を実証する証拠は「合理的に入手できる情報」とし、更に申請権者
D : の条件や調査開始時の条件をWTOコードレベルの対応とする。

2.

3. TSG、ADに対する迅速対応と発動基準の明確化

繊維産業団体がTSGおよびADの申請をおこなった場合には、これに迅速に対応すること。

発動に関しては、国際ルール(国内繊維産業の損害の実態を基準)に基づき判断すること。

4. 対中国繊維特別政府ガードの獲得

米国が中国に対して獲得している「繊維特別政府ガード(繊維SSG)」に関し、日本も同様の措置を獲得できるよう中国との2国間交渉及びWTOにおける多国間交渉において努力すること。

5. 特恵関税制度について

実質的な保護水準を現状と同等程度に維持すること。

6. 繊維産業育成と産地対策

繊維産業の技術基盤と雇用が維持できるよう技術支援、資金支援等の円滑な対応をおこなうこと。

7. 不公正な取引慣行等の是正

繊維業界の商品引き取りや代金の支払い等での曖昧な取引慣行について、これらの是正や下請代金支払遅延防止法の運用において、適切な指導や支援をおこなうこと。

8. 環境、労働などの基準遵守のアピール

繊維製品の製造過程において環境基準や労働基準が遵守されていることを消費者・ユーザーに知らせるマークを表示する制度を確立すること。

労働基準に関しては、公正な労働による製品であることを証明する制度(日本版WRAP制度)の導入について研究すること。

9. 電力、石油等の価格引き下げ

国際的に見て割高な電力、石油等の価格を引き下げるべく、規制緩和及び税制の見直しをはかること。

以上
